

平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、 入管法と住民基本台帳法が変わります

日本に在住する外国人の利便性の増進や行政の合理化を図るため、外国人住民も日本人住民と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとする法律が成立し、入管法も改正され、これまでの外国人登録法が廃止となります。

これに伴い、外国人住民にも住民票が作成されるようになり、日本に住む外国人住民の手続きの方法が変わります。

外国人住民にも住民票が作成されます

日本人住民と同様に住民票の写し等が発行されるようになり、日本人と外国人の混合の世帯でも、世帯全員を一枚の住民票の写しに記載することが可能になります。(住民票が作成される対象者は、適法に3ヶ月を越えて在留する外国人で、住所を有する人です。)

正確な外国人登録をお願いします

住民票は外国人登録の情報をもとに作成されます。実際は新しい住所に引っ越していても市役所に届けていない人は住所が確認できないため、住民票が作成されない場合があります。また、入国管理局や市役所への手続き忘れなどで、在留期間の更新や在留資格の変更をされていない人はお早めに所定の手続きをしてください。新制度へ円滑に移行するために、正確な外国人登録をお願いします。施行日は平成24年7月9日です。

混合世帯の人はご注意ください

法律の改正に伴い、日本人と外国人の混合世帯において世帯合併等の手続きが必要となる場合があります。該当の人はお手続きをお願いします。

※外国人登録に係る申請は居住地により申請窓口が異なります。美東地区、秋芳地区にお住まいの場合、それぞれの総合支所が申請窓口となります。ご不明な点は次の問合せ先へご連絡ください。

問合せ先

市民課〔☎0837(52)5230〕 美東総合支所市民福祉課〔☎08396(2)5004〕 秋芳総合支所市民福祉課〔☎0837(62)1910〕

地域の 自主防災活動を 支援します

災害による被害を最小限に抑えるためには、市や消防、警察、自衛隊等の力だけではなく、地域の皆さんによる自主的、組織的な防災活動が重要です。

市では、そのような地域の自主防災活動を支援するため、各区(自主防災組織)が実施する防災活動に要する費用の一部を補助します。

補助対象

各区(自主防災組織)

補助額 防災活動に要する費用の2分の1

(上限額：3万円+区世帯数×200円)

対象費用 防災資機材(発電機、携帯ラジオ、消火器、メガフォン、ヘルメット、救急セット、毛布など)の購入費、防災訓練開催費、防災マップ作成費など

申請書等 申請に必要な書類等は、本庁総務課及び各総合支所総務課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ先 総務課

〔☎0837(52)1110〕

変更点

大田中央から秋吉、嘉万を經由し、美祢駅周辺への通勤・通学が可能となりました。

復路

停留所名	時刻		
美祢駅	17:30	18:30	19:30
青嶺高等学校	17:35	18:35	19:35
於福駅	17:46	18:46	19:46
嘉万天神	18:01	19:01	20:01
秋吉	18:12	19:12	20:12
大田中央	18:36	19:36	20:36

往路

停留所名	時刻
大田中央	6:50
秋吉	7:14
嘉万天神	7:25
於福駅	7:40
青嶺高等学校	7:51
美祢駅	7:56

平成24年4月1日から、アンモナイト号の路線及びダイヤが変更となります。

アンモナイト号の ダイヤ及び路線が 変わります!!

問合せ先 地域情報課

〔☎0837(52)1128〕

Spring美祿について

Spring美祿とは、特色ある地域色を活かした取り組みにより、地域が跳ね上がるスプリングのように未来へ向かって飛躍を遂げるまちづくりを行うことを応援するものです。

Spring美祿の一環として行う支援型まちづくり事業を募集します。

1 ふるさと応援未来創造交付金 (継続)

地域の活性化によるふるさとづくりや、課題解決のため地域の目指す姿を地域全体で考え、ビジョンを示す「ふるさと創造プラン」の策定を支援するとともに、プランの実現のために実施する事業に対しても支援を行います。

対象地域 複数の行政区で構成され、世帯数が20以上の地域

(例) 大字単位、小学校区域、その他地縁等で結びついた地域

対象事業

- ・ふるさと創造プランの策定事業
- ・ふるさと創造プランに基づき、実施する事業

事業の基準

- ・ 未来に向けたふるさと創造につながるもの
- ・ 不特定多数の者、地域若しくは市全体の利益につながる公益的なもの
- ・ 既存の事業や他の制度で実現可能な事業については、新たな発想や企画が加わることで、事業の成果が拡充されると判断できるもの

●応募について

応募期間 4月2日(月)～6月29日(金)

募集団体数 市内全域1団体

応募に必要な書類

①申請書

※左記のうちいずれかの記名押印が必要

ア申請地域の自治会長

イ申請地域の全ての区長

ウ申請地域の母体とする協議会の会長

②申請団体の規約があれば、その写し

2 地域力発揮まちづくり創生交付金 (新規)

市民が誇りを持てる個性的で魅力ある地域社会を実現するため、市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に対して支援を行います。なお事業の採択については審査会による審査を経て決定します。

△市民発チャレンジ (団体支援)

まちづくり事業

対象団体 5名以上で構成され、その過半数が市内に在住している市民団体又はグループ等

事業の基準

- ・ これから活動を始めようとする市民団体等が行うまちづくりに資するもの
- ・ 市内で活動している市民団体等が行う新たなまちづくりに資するもの

支援内容 活動の継続を条件として、1団体50万円を限度に事業費の3分の2を交付します。

△地域発提案型まちづくり事業 (地域支援)

対象地域 行政区で構成される地域

(例) 行政区単位、大字単位、その他地縁等で結びついた地域

※重複しての申請はできません。

事業の基準 地域の活性化や地域課題の解決に向け、不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のために、自主的かつ自発的に取り組むまちづくりに資するもの

支援内容 まちづくり事業活動の継続を条件として、地域性のある事業に対し行政区あたり50万円を限度に1地域最大100万円を上限として事業費の5分の4を交付します。

●応募について

応募期間 4月2日(月)～6月29日(金)

募集団体数 市内全域3団体

募集地域数 市内全域2地域

応募に必要な書類

①交付金申請書

②事業計画書

③事業収支予算書

④構成員名簿(複数の行政区による場合は、全ての区長の記名押印が必要です。)

⑤規約・会則等(行政区の場合は不要)

⑥その他交付金の交付に関し参考となる書類等



申請書等の様式は、企画政策課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請・問合せ先

企画政策課(☎0837(52)1112) 美東総合支所総務課(☎08396(2)5000)
秋芳総合支所総務課(☎0837(62)1912)